

第2部 良好な環境の 創造に向けて

序章 県の施策体系

本県は、5年11月に制定された「環境基本法」を踏まえ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力ある環境を保全し、快適な環境の実現を図っていくため、7年3月に「千葉県環境基本条例」を制定しました。

この条例は、環境基本法との整合性を図りつつ、県の環境の保全について基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を示すものです。

条例の第9条は、知事は環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならないとしており、県では8年8月に「千葉県環境基本計画」を策定し、この計画に基づいて各種施策を推進してきました。

しかしながら、地球温暖化防止や生物多様性保全など地球環境全体の持続性に関わる問題への取組が緊急性を増し、その中で、県民、NPO等の民間団体、事業者、行政機関等の具体的行動と相互の連携・協働が一層求められるようになるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化してきました。

このため、同計画を全面改定し、20年3月に新たな「千葉県環境基本計画」を策定しました。

計画では、「すべての県民が環境について考え、行動する」と「あらゆる施策に環境の視点を入れる」という二つの考え方を併せて「環境自治」としています。

県は、この「環境自治」の考え方のもと、県民が一体となって、豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を守り、次の世代へと伝えていくための取組を進めていきます。

第2部は、千葉県環境基本計画の施策体系に沿って、本県の環境の状況及び施策の展開についてまとめました。

千葉県の環境行政の枠組み

